

政府機関等における耐量子計算機暗号（PQC）利用に関する関係府省庁連絡会議の開催について

令和 7 年 6 月 30 日
関係府省庁申合せ

- 1 量子計算機技術の進展に伴い、現在広く利用されている公開鍵暗号の安全性が著しく低下すると予想されており、耐量子計算機暗号（PQC）への移行は急を要する課題である。

移行には、技術的課題のみならず、安全保障、産業政策、サービス安定供給、対応支援策、国際連携など多岐にわたる課題があるが、まずは、政府機関等における耐量子計算機暗号（PQC）利用に関し、関係府省庁の緊密な連携の下に必要な施策を検討・推進するため、政府機関等における耐量子計算機暗号（PQC）利用に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補（内政担当）
副議長 内閣官房内閣審議官（国家安全保障局）
内閣官房内閣審議官（内閣サイバーセキュリティセンター）
主査 デジタル庁統括官（デジタル社会共通機能担当）
総務省サイバーセキュリティ統括官
経済産業省商務情報政策局長
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官
警察庁長官官房技術総括審議官
デジタル庁統括官（戦略・組織担当）
外務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官
文部科学省研究振興局長
経済産業省イノベーション・環境局長
防衛省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官

- 3 連絡会議の下に幹事会を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
- 4 連絡会議及び幹事会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。